

## 平成 28 年度第 2 回清瀬市環境審議会会議録（要旨）

日 時 平成 29 年 2 月 16 日（木）  
午前 9 時 30 分～午前 10 時 40 分

場 所 中清戸地域市民センター第 2 会議室

出席委員 石井委員、佐藤委員、堀田委員、松村（昌）委員、松村（忠）委員、大川委員、  
宮澤委員、江口委員、根本委員（9 名）

欠席委員 田中委員、渡邊委員、小川委員（3 名）

事務局 水と緑の環境課長、担当職員（2 名）（計 3 名）

### 《会議次第》

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 清瀬市ダイオキシン類等規制条例等廃止について
  - (2) 清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定報告について
  - (3) その他
- 3 閉会

### 《配布資料》

- ・ 次第
- ・ 資料 1 清瀬市ダイオキシン類等規制条例等と各法律・条例との対照表
- ・ 資料 2 「平成 26 年度有害大気汚染物質モニタリング調査報告書」の写し
- ・ 資料 3 ダイオキシンアンケート調査票回答集計結果
- ・ 資料 4 平成 27 年度行政結果 評価表
- ・ 清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

### 《審議経過》

- 1 開会  
水と緑の環境課長より開会の挨拶
- 2 議題
  - (1) 清瀬市ダイオキシン類等規制条例等廃止について  
**【事務局】**
    - ・ 平成 11 年に「清瀬市ダイオキシン類等規制条例」が制定された経緯。
    - ・ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」と「ダイオキシン類対策特別措置法」について。

- ・現在のダイオキシン類の大气への排出量及び大气環境濃度について。
- ・平成 27 年度行政評価委員会 答申結果。

以上を説明し「清瀬市ダイオキシン類等規制条例」及び「同施行規則」、「審議会規則」の廃止について審議をお願いしたい。

【委員】平成 9 年のダイオキシン測定で清瀬市が国でワースト 1 になり条例を制定したいきさつがある。

【委員】条例を廃止するメリットがあるのか。条例を廃止したら、ダイオキシン類の調査を行わないのか。

【事務局】調査については継続的に行う。ダイオキシン類の審議会は平成 17 年が最後で平成 18 年から環境審議会が立ち上がった。今後ダイオキシン類に対する審議が発生した場合は環境審議会で諮りたい。担保とする法や都の条例が清瀬市の条例よりも厳しいものになっている。

【会長】ダイオキシン類審議会委員でもあった委員の意見を伺う。

【委員】当時の会長が環境はダイオキシン類だけではないということで環境審議会に名称を変更したという記憶がある。各委員も環境審議会のメンバーになった。環境審議会の中にダイオキシンのことがあればよいと思う。市民も混同しない。

【会長】重複した条例が 2 つあることになってしまう。その部分が行政評価につながっている。

【委員】条例が出来て、当時の素早い対応があったが、現在は都の条例や法律が厳しいものになっているので、都の条例で担保できるのであればよい。

【委員】環境審議会できちんと審議できれば、条例が二つあるのは確かに市民も混同する部分もあるが、市条例があるから安心という部分もあった。廃止をするのであれば、広報を上手に行ってほしい。

【委員】環境確保条例は権限についてはかなりの部分が市に委譲している。

【委員】ドラム缶焼却が増えていると説明があったが。

【事務局】現在も行っている人がいるということだ。ドラム缶や簡易焼却炉を使用した野外焼却について通報がある。現場確認し指導を行っているが、頻発する現場には警察と連携して対応することを考えている。

【委員】市条例が廃止されても環境審議会で審議できるということを、委員みなさんで再確認していただいて、都条例でしっかり監視していくということであれば良いと思う。

【事務局】条例を廃止したから監視が甘くなるという事は一切ない。市民の健康を守るのも責務であるので通報があれば現場をおさえられるように早急に対応したい。市報やホームページにも周知する。

【会長】他に意見がなければ、今後ダイオキシン類に対する審議内容が発生した場合には、環境審議会にて審議することとし、「清瀬市ダイオキシン類等規制条例」及び「同施行規則」、「審議会規則」の廃止を答申することに異議はないか。

「異議なし」

【会長】それでは、清瀬市環境審議会は「清瀬市ダイオキシン類等規制条例」及び「同施行規則」、「審議会規則」について廃止の答申をする。

(2) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定報告について

【事務局】

清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について説明

【委員】大学でもソフトとハードの両面で行い ESCO 事業を導入した。ESCO 事業の効果は大きい。施設管理者だけではカバーしきれない部分があり、プロの目が入るのはシビアな目でエネルギー業者の選択を行うため、目標を達成できた。ハードの部分を更新し、15年で償還する。市役所も本庁舎の建替え時に ESCO 事業を導入すれば効果は大きいと思う。

【事務局】新庁舎は平成 31 年度に着手、平成 32 年度完了、平成 33 年度現庁舎取り壊して駐車場整備の予定。新庁舎の ESCO 事業の導入はわからないが、環境に配慮した庁舎を考えている。

【委員】小学生でも太陽光パネルを自分で作ることができる。雑木林を保全したり、壁面緑化、屋上緑化など対応できる施策が入ってくると良い。市民は新庁舎が話題になっている。ソフトとハードの部分をきちんと行ってほしい。

【事務局】太陽光パネルは平成 25 年が五中、平成 26 年が三小、平成 27 年が二中、平成 28 年が三中で設置している。今後も大規模改修時等に随時設置していく予定。施設に関しても随時蛍光灯は LED 化にしていく。庁舎に関しては新庁舎建て替えまではソフト的取り組みを行っていくしかない。

【委員】環境に配慮した新庁舎に期待している。市役所でも昼休みの消灯など、それも市民教育につながる。

【事務局】平成 29 年度からこの計画で努力していく。ちなみに目標に達しなかった場合に罰則規定があるわけではない。

【委員】税金でおこなっているという自覚を持って、目標を立てたからにはそれ以上の努力をしてほしい。

【委員】CO2 削減の対策として言うが、市は街路樹の樹木を大切にしていない。

景観を保った剪定をしてほしい。1本の木が何人分のCO<sub>2</sub>を吸収するのか子供たちにも教えている。樹形を保った剪定をしてほしい。

【事務局】 けやき通りは強剪定を行っている。剪定業者の話によると枯れ枝の落下危険が多数あった。安全と環境を考えつつ取り組んでいく。

(3) その他

【委員】 ごみの減量について、市民団体も頑張っているが行政も努力してほしい。

【委員】 生ごみを減らすこと。小さい紙もきれいに伸ばしたり、雑紙の回収をすればよい。市民への啓発を徹底してほしい。

【事務局】 来年度も委員の皆様方には引き続きよろしくお願ひしたい。次回の環境審議会は今年10月頃を予定している。内容については、第二次環境基本計画実行計画の執行状況、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）による平成28年度の温室効果ガスの排出量の報告を予定している。

（ 閉会 ）